

## 別紙

## (1) 変異原性が認められた届出物質

	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称	構造式	性状	用途の例	
1	30539	令和4年12月27日 厚生労働省告示第373号	4-(トリクロロメチル)ベンゾニトリル	別添参照	白色～微黄色固体	農薬の製造中間体	
2	30585		1-ブromoエチル=アダマンタン-1-カルボキシラート	別添参照	白色固体	医薬品開発用中間体	
3	30614		{ [モノ(又はビス又はトリス)(1-フェニルエチル)フェノキシ]メチル}オキシランを主成分とする、(クロロメチル)オキシランとトリス(1-フェニルエチル)フェノールとビス(1-フェニルエチル)フェノールと(1-フェニルエチル)フェノールの反応生成物	別添参照	液体	熱硬化性樹脂の原料	
4	30620	令和5年3月27日 厚生労働省告示第95号	(2 <i>S</i> , 3 <i>R</i> , 4 <i>S</i> , 6 <i>R</i> )-6-{ [(1 <i>S</i> , 3 <i>S</i> )-3-アセチル-3, 5, 12-トリヒドロキシ-10-メトキシ-6, 11-ジオキソ-1, 2, 3, 4, 6, 11-ヘキサヒドロテトラセン-1-イル]オキシ}-3-ヒドロキシ-2-メチルオキサソ-4-アミノウム=クロリド	別添参照	赤橙色の粉末	医薬品中間物	
5	30622		3-アミノ-2, 8-ジメチル-5-フェニルフェナジン-5-イウム=クロリド	別添参照	黒色粉末	めっき浴添加剤	
6	30624		1-アミノ-2-( <i>N</i> -ヒドロキシエタンイミドイル)アントラセン-9, 10-ジオンを主成分とする、2-アセチル-1-アミノアントラセン-9, 10-ジオンと硫酸ビス(ヒドロキシアニモニウム)の反応生成物	別添参照	暗赤色固体	染料中間体	
7	30631		2-( <i>N</i> -エチルアニリノ)エチル=3-クロロプロパノアート	別添参照	淡黄色液体	中間物(合成原料)	
8	30673		1-(ジフェニルメチル)アゼチジン-3-イル=メタンスルホナート	別添参照	白～黄色固体	医薬中間体または原料	
9	30726		<i>N</i> , <i>N</i> '-(フルオランテン-3, 8-ジイルビス[アザンジイル(9, 10-ジオキソ-9, 10-ジヒドロアントラセン-4, 1-ジイル)])ジベンズアミド	別添参照	黒色固体	染料中間体	
10	30732		1-プロモプター-2-イン	別添参照	微黄色液体	医薬品原薬の原料	
11	30790		令和5年6月27日 厚生労働省告示第217号	1-[2-クロロ-3-(2-メチルプロポキシ)プロピル]ピロリジン	別添参照	黄褐色～赤褐色油状物	医薬品製造中間体
12	30835			1, 4-ビス[(2-ヒドロキシエチル)アミノ]アントラセン-9, 10-ジオンと1, 4-ビス[(3-ヒドロキシプロピル)アミノ]アントラセン-9, 10-ジオンと1-[(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-4-[(3-ヒドロキシプロピル)アミノ]アントラセン-9, 10-ジオンの混合物	別添参照	暗青色粉末	毛髪の染色
13	30865			4-フルオロ-2-メトキシ-5-ニトロアニリン	別添参照	うすい黄色～褐色粉末～結晶	製造用原料
14	30869	9-プロモノナン-1-オール		別添参照	半透明結晶	電子材料製造中間体	
15	30892	2-ヨード-2-メチルプロパンニトリル		別添参照	淡黄色～濃赤色液体	化学合成品原料	

16	30901	令和5年9月27日 厚生労働省告示第281号	2-アミノ-4-ニトロ安息香酸	別添参照	黒色～茶色粉末	染料の原料
17	30915		1-[2-(エタンスルホニル)エチル]-2-メチル-5-ニトロ-1H-イミダゾール	別添参照	淡黄色の結晶性の粉末	医薬品原料
18	31069		2-(2-メトキシエトキシ)エチル=メタンスルホナート	別添参照	無色透明液体	合成中間体

(2) これまで指針に基づく措置を要請した物質のうち、指針の対象から除外する物質

1	29973	令和4年3月25日 厚生労働省告示第84号	(4Z)-4-(ヒドロキシイミノ)-1-[5-O-(2-メチルプロパノイル)-β-D-リボフラノシル]-3,4-ジヒドロピリミジン-2(1H)-オン (別名: モルヌピラビル)	別添参照	白色の固体	医薬品原料
---	-------	-----------------------	--	------	-------	-------

(除外する理由)

この物質は、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たため、令和4年12月7日付け基発第1207第2号及び第3号により指針の対象としていたが、その後、いずれも陰性との報告がなされている各種変異原性試験(実験動物等を用いる染色体異常や遺伝毒性に関連する試験を含む。)の結果に関する情報が得られたため、改めて有識者による総合的評価を行った結果、本物質には強い変異原性が認められるとした以前の評価については見直しを要すると判断されたため。